

## ロコ-ミヤコWebサイト | バナー広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条:この要項は、ロコ-ミヤコがインターネット上に公開しているロコ-ミヤコの公式Webサイト(以下「Webサイト」という)への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (掲載期間)

第2条: 広告を記載する期間は原則として1年単位とする。イベント告知や期間限定フェアなどは1ヶ月までとする。

### (掲載位置)

第3条: 広告を掲載する位置は、ロコ-ミヤコの運営会社であるALBA株式会社が決定する。

### (掲載基準)

第4条:掲載できるバナー広告は、宮古島に関する観光・産業・コモディティに関連したものであって、次のいずれにも該当しないものとする。

1. 責任または所在が不明なもの。
2. 政治活動、宗教活動、意見広告、風俗営業及び個人の宣伝に係るもの。
3. Webサイトの公共性及び品位を損なう恐れのあるもの。
4. その他、掲載する広告として適当でないとロコ-ミヤコが認めるもの。

### (申し込み)

第5条:

1. 広告掲載を希望する者は、お問い合わせフォームのスポンサー希望を選択の上、フォーム送信しなければいけない。
2. 掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という)は、ロコ-ミヤコに指定された期日(掲載開始日15日前)までにスポンサー料金5万円(年間)を一括して払わなければならない。
3. 広告掲載はスポンサー料金5万円(年間)を納入後に掲載するものとする。
4. バナー広告データはメールでの受け取りとする。

### (途中解約)

第6条:

1. 広告主は自己の都合により広告の掲載を取りやめることができる。
2. 前項の規定により広告主が使用申込期間中に掲載を取りやめた場合、スポンサー料金5万円(年間)は返還しないこととする。

### (掲載の取り消し)

第7条:ロコ-ミヤコは次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消す事ができる。

1. 広告の内容が第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
2. 広告主が第5条に規定する期日までに掲載料金を支払わない時。
3. その他、広告の掲載を取り消す必要があるとロコ-ミヤコが判断した時。

### (広告主の責務)

第9条

1. 広告主は、掲載された広告の内容等に関する全ての責任を負うものとする。

2. 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害していないこと又は権利処理が完了していることをロコ-ミヤコに対して保証するものとする。
3. 広告主は、第三者から広告に関連し損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(免責事項)

第10条: 広告主はWebサイトの更新・修正等又はサーバー及び通信回線等の点検・障害等によるWebサイトの停止により、広告の掲載が一定期間停止された場合であっても、スポンサー料金5万円(年間)の返還又は損害賠償をロコ-ミヤコに請求する事ができない。

(その他の事項)

第11条: この要項に定めるものの他、広告掲載に関して必要な事項は、ロコ-ミヤコが別に定める。

付 則

この要項は、令和04年8月1日から施行する。